橿原市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例・規則

不当要求者

不当要求行為等

拒否

職　員

不当要望等

報告

管理監督者

組織的対応による必要な措置

適切な指揮、監督、援助

報告

不当要求行為等対策委員会(委員長：副市長)

- ＊　不当要求行為等に関する情報交換、連絡調整
- ＊　不当要求行為等に係る対応方針、講ずべき措置の検討
- ＊　不当要求行為等を未然に防止する策の検討、啓発

任命権者

諮問

不当要求行為等審査会（学識経験者等3名）

調査・審査

警告、公表等の意見

報告

責務

不当要求行為等の防止等に関する啓発、研修、体制整備その他必要な措置

警告・告発必要な措置

不当要求行為等があったと認めるとき

必要と認めるとき

氏名、不当要求行為等の内容、講じた措置の内容等の公表

毎年1回

市　長

不当要求行為等の件数、概要の公表